

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
○3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数層などで区切られている狭い空間に、
長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが
高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が
感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご酒では、短時間の食事に比べて、
感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、
感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をする事で、飛沫感染
やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなど
での事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が
共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる
事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り
替わると、気の極みや環境の変化により、感染
リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が
確認されている。



法人春日部

11月号

2021年(令和3年)11月9日発行

No.188



華林山慈恩寺(慈恩寺観音)



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号

TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

kasukabehojinkai.jp

春日部法人会

検索





田中 彦八 氏

田中彦八

対談

佐藤文英

公益社団法人春日部法人会会長

春日部税務署長



佐藤 文英 氏

春日部税務署新署長に 佐藤文英氏が着任

本年7月10日付の国税庁定期人事異動で、春日部税務署では、前関東信越国税不服審判所管理課長の佐藤文英氏が、第62代署長に着任されました。コロナ禍の中ではありますが、法人会では感染防止に配慮しながら田中彦八会長と前澤初夫広報委員会副委員長が訪問してインタビューさせていただきました。

田中会長 本日はご多用のところお時間をいただきありがとうございます。

税務署の皆さんの人事異動は、民間企業に比べると割と早いように感じます。佐藤署長は今回関東信越国税不服審判所からのご異動と伺っていますが、これまでどのような部署でお仕事されてこられたのですか。

佐藤署長 前任の国税不服審判所は少々馴染みのない部署かと思います。税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなどの処分について不服がある納税者からの「審査請求」に対する「裁決」を行う機関です。機会があれば仕事の内容を紹介させていただければと思っておりますが、税務署や国税局とは異なる機関でして、特定任期付職員として採用されている弁護士、公認会計士、税理士の方々とも一緒に仕事をしておりました。

今までで印象深かった部署としましては、大蔵省（現財務省）で国の予算の仕事に携わったことや、消費税の滞納が問題視され始めた頃のほか、数次の制度改正の時期に国税局の消費税課に勤務しておりましたことが思い起こされます。

田中会長 新型コロナウイルスの影響で、なかなか外出することもできない状況かと思いますが、着任されてこの地域や企業はどのような印象でしょうか。

佐藤署長 春日部税務署は、5市1区2町を管轄し、管内人口73万2千人を有しており、関東信越国税局の中においても、法人税や所得税などの確定申告者数が極めて多い署の一つであります。

私は、平成14年に1年間、当署に勤務しておりましたが、当時、圏央道は開通しておらず、今ほど高速道路事情は発達しておりませんでした。現在は、都心を経由することなく関東圏の各高速道路にアクセスできるなど、大変便利になり、ますますこの地域の需要が増加すると想定されます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、多大な影響を受けている企業が多いなか、都市開発などの建設需要に応える建設業者や運送業など、活気ある企業が多くいらっしゃると感じております。

田中会長 これまで春日部税務署の歴代署長さんは長野県や新潟県ご出身の方が多く感じっていますが、佐藤署長さんはどちらのご出身なのでしょうか。

佐藤署長 現在、関東信越国税局では全国から職員が

採用されておりますので、これから先には北海道や沖縄県出身の春日部税務署長ということになるかもしれませんね。

私は長野県の佐久市出身でして、避暑地として有名な軽井沢の西に位置する地域です。残念ながら長野県内の税務署の勤務経験がないのですが、一昨年署長を務めました岩手県の水沢税務署は、佐久の気候と似ているところがあり、故郷に戻ったような気持ちで過ごしました。水沢税務署管内は、大リーグの大谷翔平選手の出身地でして、今年はさぞ大騒ぎになっているのだろうと懐かしく思っております。また、東日本大震災当時の東北地方の様子や、現在も残る傷跡などの話をお聞きすることができました。

田中会長 長野県（佐久市）には私も旅行で訪問させていただいたことがあって、鯉で有名な街だなという印象があります。

ところで、税務のお仕事に携わるきっかけは何かあったのですか。

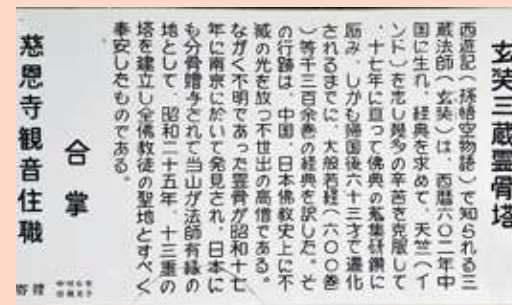
佐藤署長 実は、採用試験に合格した時点では税務署の仕事をよく認識していなかったというのが正直なところです。このコロナ禍での医療関係従事者の様子を見聞しますと、命を救いたいという志を持って職業を選択され、強い使命感をもって従事されているのだと感じておりまして、採用当時を振り返ると赤面してしまいます。



CONTENTS

署長対談～田中会長が佐藤新署長と会談～	2～5
春日部税務署定期人事異動	6
本年度の全国大会・青年の集い・女性フォーラムについて	7
県税からのお知らせ	7
令和4年度税制改正提言	8
実務セミナー「一日でわかる経理のすべて」を開催	9
実務セミナー「税務調査の動向と節税対策」を開催	9
消費税のインボイス制度説明会を開催	10
決算期別法人説明会・新設法人説明会を開催	10
税務署幹部との情報交換会	11
女性部会会員が租税教室の講師に	11

第7回「税に関する絵はがきコンクール」作品募集中	11
中学生の「税についての作文」春日部法人会長賞受賞作品	12～13
税務署だより	14～17
支部だより	18
想うがまま 杉戸支部、菖蒲支部	19
コラム～ネット会議は「顔出し」で～	20
新入会員ご紹介	21
会員増強運動展開中	21
法人会の会員サービス	22
経営者のリスク管理～相続対策は身内が仲良く～	23
寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント	24





ところで、本年4月、新たな「国税庁の組織理念」が制定され、その使命、任務、組織として目指す姿、職員の行動規範が示されました。例えば、税務調査や滞納処分等は大多数の善良な納税者を守ることに繋がるものと私は思っておりまして、全ての国税職員が使命感や責任感を強く持って職務を遂行するよう、組織理念の浸透に努めたいと考えております。

田中会長 署長さんは、着任されてからも熱中しているご趣味は何かありますか。

佐藤署長 若い頃は色々な事に興味がありましたが、今の楽しみは、コンサート、美術展や観劇などに妻と出掛けることくらいです。最近はコロナ禍でままなりません。

税務署でもワークライフバランスの推進に注力しておりまして、仕事と子育ての両立などのほか、趣味などプライベート時間の充実も推奨しているところです。

田中会長 法人会の青年部会では、昨年あたりから「医療費の削減」の視点から「健康企業」を目指す取り組みを始めていますが、署長さんの健康づくりのために留意されていることがありますか。

佐藤署長 私も生活習慣病と闘う世代を迎え、塩分摂取の抑制や適度な運動を求められておりますので、食事の管理やウォーキングの実践に努めています。

税務署職員に対しても、健康第一、家族を含めて心身共に健康であることの大切さについて、機会あるごとに伝えているところです。

田中会長 新型コロナウイルスへの対応は企業や団体の活動のみならず、私たちの生活にこれまでにない影響を与えています。国税当局からも様々な広報依頼があり、法人会でも広報誌やホームページなどで周知しています。企業によって違いますが対応に苦慮しているところですか。税務署の業務ではどのような影響があ

りますか。また、何か特に工夫していることがありますか。

佐藤署長 長引くコロナ禍で働き方や生活様式の変更が余儀なくされておりますが、税務署においても、政府からの出勤抑制等の要請を受け、納税者の皆様にご不便をお掛けしない体制を整えながら在宅勤務も実施しております。

このようなコロナ禍では、対面によらずとも充実した情報提供等が必要となることから、e-Tax による ICT を活用した申告納税手続きなどの各種サービスや国税庁ホームページの情報の充実に取り組んでおります。

また、コロナ禍による影響として、令和2年分所得税等の確定申告においては、昨年に続き一ヶ月間、申告期間が延長となりました。税務署における確定申告はソーシャルディスタンスを確保するため、入場できる時間枠を指定した「入場整理券方式」により、会場内の混雑緩和が図れたほか、パソコンやスマートフォンによる e-Tax での申告書提出を推奨した結果、自宅等からの e-Tax による申告は前年に比べ大幅な増加となりました。

今後もより多くの方に e-Tax をご利用いただけるよう引き続き周知をしていくほか、特に、令和4年1月以降は、給与の源泉徴収票がスマホのカメラで自動入力ができるなど一層便利になるスマホ申告の利用勧奨を推進していく所存ですので、法人会会員の皆様におかれましても、従業員への周知等にご協力いただけたら幸いです。

田中会長 ところで、10月から消費税のインボイス制度の登録申請受付がスタートしております。法人会会員のみならず多くの事業者に影響する制度だと思いますが、事業者に向けた留意事項などありますか？

佐藤署長 ご承知のとおり、令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が導入されることになっております。インボイスを交付する事業者となるためには、事前に適格請求書発行事業者登録の申請が必要となります。申請受付は、10月1日からすでに開始されており、導入開始日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに申請手続きを行っていただく必要があります。登録申請手続きは、早期に、ぜひ e-Tax をご利用いただきたいと思います。

また、事業者に承認されますと、登録番号などが通知されるほか、適格請求書発行事業者公式サイトに事業者名、法人の本店又は主たる事務所所在地、登録番号などが公表されます。

なお、この消費税法改正は、全ての事業者の方に影響を及ぼすものでありますので、事業者自らが改正内容や消費税の仕組みを理解して適正な申告ができますよう、税務署としても改正内容の周知・広報に取り組んでまいります。

田中会長 現在、春日部税務署管内には、1万社を超

える法人があると伺っております。当会の会員はそのうち約4千社弱です。企業経営者に何かアドバイスをお願いできないでしょうか。

佐藤署長 先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の影響は予断を許さない状況が続いております。このため、国税庁においては、納付が困難な方に対しては、納税の猶予制度をご案内しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付をすることができないやむを得ない理由がある方は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」による申請により、個別指定による期限延長が認められるなど、今後も納税者の皆様の実情に耳を傾け、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいりますので、ご不明な点については、お電話でお問い合わせ願います。

田中会長 春日部法人会もかつて7割の企業が会員であった時代もあったようですが、景気や事業承継を機に、団体への加入が整理され、多くの団体が会員減となっています。

これからは、活動内容をさらに精査し、企業に役立つ事業を実施するとともに、公益社団法人としての存在意義や活動内容を直接参加されていない会員に伝えていく必要があると考えております。

自主性を持ちつつ、設立趣旨に則った租税教育や法人の自主点検チェックシートの普及啓発などのお手伝いを、これからもしていきたいと思っております。春日部法人会に対してどのような活動を期待されるのか、お言葉をいただければと思います。

佐藤署長 法人会の皆様には、従来から国税当局と良好な連携・協調を築いていただき、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいておりますことに、感謝申し上げます。税に関する各種研修会や e-Tax の普及促進、「自主点検チェックシート」を活用した税務コンプライアンスの向上など、積極的に取り組んでいただいております。

また、女性部会を中心に小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を毎年実施されているほか、本年は、NHK 交響楽団とコラボした租税教室を大々的に計画されるなど、未来を担う若者への租税教育にも貢献されております。

私どもとしましても、法人会の皆様方と一層の連携協調を図り、積極的な情報交換を行うなど円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援・ご協力をお願いいたします。

田中会長 本日はご多忙の中、ありがとうございました。



期日：令和3年10月6日(水) 於：春日部税務署署長室

春日部税務署の定期異動

令和3年7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。

主な異動の速報を「法人春日部第187号(令和3年8月発行)」に掲載しました。今号では、転入された皆様に ①前任地 ②趣味・特技 ③好きな言葉・モットーをお伺いしました。(敬称略・順不同)



副署長
(法人担当)

尾崎 誠一

①関東信越国税局 調査査察部
統括国税査察官
②読書、映画鑑賞
③誠実



副署長
(総務・管理運営・徴収担当)

高橋 敏道

①関東信越国税不服審判所
第二部 国税副審判官
②ペット(シェルティー)とランニングデジタル一眼
③努力したから成功するとは限らない。
しかし成功した者は必ず努力している。



特別国税調査官
(法人担当)

羽鳥 圭介

①熊谷税務署
特別国税調査官(法人担当)
②テニス
③質実剛健



法人課税第一部門
統括国税調査官

原口 正己

①諏訪税務署
法人課税第一部門 統括国税調査官
②ランニング、スポーツ観戦
③努力は裏切らない



法人課税第二部門
統括国税調査官

佐藤 三省

①国税庁 長官官房企画課
法人番号管理室 事務管理第一係長
②スポーツ観戦
③継続は力なり



法人課税第六部門
統括国税調査官

西園 直美

①宇都宮税務署
税務広報広聴官
②読書・ガーデニング
③One for all All for one 初心忘るべからず



法人課税第七部門
統括国税調査官

山田 敬義

①越谷税務署
法人課税第六部門 統括国税調査官
②旅行
③いつでも優しさを忘れない



審理専門官
(法人担当)

高澤 雅彦

①前橋税務署
審理専門官(法人担当)
②ジョギング、映画鑑賞
③一意専心



法人課税第一部門
連絡調整官

高野 亨

①下館税務署
法人課税上席調査官
②緑地管理
③人間万事塞翁が馬

異動・退任された皆様、大変お疲れ様でした。

署 長	郷間 一男(退任)
副署長(総務・管理運営・徴収担当)	蒲地 真克(関東信越国税局 徴収部 特別国税徴収官(第一担当))
副署長(法人担当)	石川 尚明(栃木税務署 副署長)
特別国税調査官(法人担当)	井上 彰夫(宇都宮税務署 特別国税調査官(法人))
法人課税第一部門統括国税調査官	阿部 辰範(氏家税務署 総務課長)
法人課税第二部門統括国税調査官	小池 由美子(本庄税務署 法人課税部門 統括国税調査官)
法人課税第三部門統括国税調査官	佐藤 義之(前橋税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官)
審理専門官(法人担当)	滝澤 吉輝(関東信越国税局 総務部 税務相談室)
法人課税第一部門連絡調整官	増子 克久(館林税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官)

本年度の全国大会・青年の集い・女性フォーラムについて

全国大会(岩手)

令和3年度に開催を予定していた全国法人会総連合主催の「第37回法人会全国大会(岩手・10/7)」につきましては、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、オンライン形式で開催されました。本年度、開催形態を変更して実施されたため、令和4年度の開催地は千葉県(10/13)を予定しています。



青年の集い

「第35回法人会全国青年の集い(佐賀・11/26)」は、現在のところ予定どおり開催される見込みですが、各単位会から1名の参加に絞って開催されます。

令和4年度の開催地は沖縄県(11/25)の予定です。

女性フォーラム

「第15回法人会全国女性フォーラム(新潟・11/16)」は、予定どおり開催される見通しです。令和4年度の開催地は静岡県(4/14)を予定しています。

令和4年度 税制改正スローガン

ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！

適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！

コロナの影響はまだ残る。
深刻な打撃を受ける中小企業に、
実効性のある対策を！

中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

法人会からの提言

中小企業と日本の未来を救うために
ポストコロナに向けた
経済再生、財政健全化を求めます！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合(略称：全法連)」は、9月21日開催の理事会において「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け限界に達しており、税財政や金融面からの実効性ある対策が急務であることを求めています。また、膨大なコロナ対策費は、先進諸国においても財政を悪化させましたが、日本とは違い、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化に取り組むこと、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等が必要です。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。

令和3年10月4日
全国法人会総連合 意見広告

県税からのお知らせ 11月は個人事業税第2期分の納期です。

8月にお送りした納付書により、納期限(11月30日(火))までにお近くの金融機関等で忘れずに納めてください。スマートフォン、ご自宅のパソコンなどから、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)やクレジットカードによる納税が可能です(税額が30万円以下の場合)。

インターネットバンキング、モバイルバンキングやコンビニエンスストア、MMK設置店(NewDays(一部店舗除く)、ドラッグストア、スーパーマーケット等)でも納税できます。

納付書を紛失された場合には再発行いたしますので、お近くの県税事務所へご連絡ください。

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な場合は、納期限までに各県税事務所にご相談ください。また、個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和4年度からのご利用となります。

個人事業税について、詳しくはお近くの県税事務所又は県税務課(TEL048・830・2664 FAX048・830・4737)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。

令和4年度税制改正に関する提言（概要）

公益財団法人全国法人会総連合

I 税・財政改革のあり方

①財政健全化に向けて

感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。また、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

②社会保障制度に対する基本的考え方

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。また、社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本であり、これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

③行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず隄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

④マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

①新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

②中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

(1)中小法人に適用される法人税の軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。

(2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

③事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実、特例承継計画の提出期限の延長等

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

④消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。うえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮をすること。

(2)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。等

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間での意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。また、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

実務セミナーを開催

1日でわかる！経理のすべて

令和3年7月20日(金) 春日部市商工会議所会館大会議室

講師:(有)マスエージェン代表取締役 林忠司氏



経理や簿記の知識は会社の経理担当者だけでなく、ビジネス社会の常識です。経理とは、経営活動を数値によって取りまとめ、会社のお金の状態を明らかにして、利益が出ているのか、経営が順調に推移しているのかの状況を示すこと、すなわち会社の要を担っているものといえます。その基本的な知識を含めて、経理実務の流れや決算書を理解するための事項、給与や労務管理、インボイス制度の導入に備えて

税務調査の動向と節税対策セミナー

令和3年9月10日(金) 於 春日部商工会議所会館大会議室税

講師:税理士法人トリプル・ウイン 星 叡氏

「税務調査」と聞くと、思わず身構えてしまう方々もいらっしゃるかと思います。

そんな税務調査の動向と節税対策セミナーについての実務セミナーを開催しました。

講師は、税理士法人トリプル・ウインの顧問税理士 星叡(ほしただし)先生です。

最初に、法人会の自主点検チェックシートや法人事業概況説明書を作成しておくことのメリットなどについて説明いただきました。

次に、法人税の仕組みと概要について法人税の基本構造から、税務調査の動向、税務調査のポイント、税務調査への対策、節税策について講義いただきました。

調査時には、いわゆる帳簿残と実際の現金残高は必ず一致させることなどの基本原則から余計なことをしゃべりすぎる社長さんは要注意など、面白いエピソードなども交え、熱意あふれるお話しで2時間半があつという間の講義を受講できました。

おくべきことなどにも触れて学びました。

実務に対応し、具体的な事例を示しながらのセミナーです。コロナ禍のさなかにも関わらず、参加者は熱心に耳を傾け、休憩時間、終了後には自社の状況について講師に確認、相談する姿が見られました。

実務的に整理された豊富な資料も毎回好評なセミナーです。

主な講座内容

- | | |
|-------------------------|---------|
| ○経理の役割と仕事 | ○経理のルール |
| ○原始記録の整理と保管方法 | |
| ○具備すべき帳簿 | ○簿記の仕組み |
| ○仕訳の基本 | ○試算表の作成 |
| ○決算整理 | ○決算書の作成 |
| ○消費税と軽減税率、インボイス制度導入に向けて | |



受講者の皆さんもマスク越しですが先生の話熱心に聴き、終了後には先生のもとに質問しに来る方もいらっしゃいました。

春日部法人会では、コロナ禍であっても、参加人数を制限しながら、実務セミナーを開催するよう努めています。

消費税のインボイス制度説明会

9月9日(木) 於春日部市民文化会館

令和5年10月1日から導入が予定されている消費税のインボイス制度ですが、今年10月から消費税の適格請求書発行事業者の登録申請手続きが開始されます。

これに先立ち、春日部法人会ではインボイス制度説明会を春日部税務署法人担当審理専門官の高澤雅彦氏を講師にお招きして、9月9日(木)14:00から春日部市民文化会館大会議室で開催しました。コロナ禍の緊急事態宣言が出されている中で、当日の参加者は19名となりました。

適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度について、適格請求書の記載の留意点、請求書発行事業者の義務等、仕入税額控除の要件、税額計算、適格請求書発行事業者の登録申請手続き等について説明を受けました。

新たな制度導入に向け、皆さんも熱心に話に耳を傾けていました。



決算期別説明会

9月22日(水)14:00～16:00 春日部市民文化会館
税理士:清水洋介先生

決算及び申告を間近に控えた法人を対象に、法人税及び消費税等の説明会「決算期別説明会」を例年は年4回開催していますが、今年度は9月22日(水)に第1回目の説明会開催となりました。

講師は、関東信越税理士会春日部支部の税理士さんと春日部税務署法人課税第一部門の皆さんです。「税制改正の内容」「法人の決算と申告」「消費税」などについて説明しました。

説明会の終了後は質問の時間もあります。

今後も該当する企業には、税務署より案内のはがきが届きますので、ぜひご参加ください。

*決算期別法人説明会は四半期ごとに開催することとなっています。
今回は、新型コロナウイルスの感染状況により流動的でしたが、12月21日(火)に開催することになりました。



新設法人説明会

9月24日(金)13:30～16:00 春日部市民文化会館
税理士:成田志織先生

新たに会社を設立された方を対象に、青色申告の利点、法人税の基本的な仕組み、税務処理の手続きなどを説明する新設法人説明会は、例年は年2回開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、9月24日(金)に第1回目の開催となりました。

今後も該当する企業には税務署より案内のはがきが届きますが、次の開催は、現在のところ未定の状況です。



決算期別法人説明会、新設法人説明会は、いずれも関東信越税理士会春日部支部所属税理士及び春日部税務署担当官により開催されますが、今後調整しながら開催に向け準備を進めていきたいと考えています。

なお、税務署からの通知は、税理士関与のない法人に対して送付されることとなっております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

税務署幹部との情報交換会

8月2日(月)11:30～ 春日部税務署



春日部税務署定期人事異動後の初会合となる情報交換会を開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、初顔合わせと言ってもごく短時間の会合となりました。

春日部税務署からは、佐藤署長、法人担当尾崎副署長、法人課税第一部門原口統括国税調査官、藤田上席国税調査官、当会からは、正副会長(支部長)が出席して意見交換を行いました。

「春日部法人会各支部の取り組み」、「春日部税務署における取り組み及び情報提供」などのテーマについて、法人会と税務署の幹部職員の意見交換や税務署からの助言をいただきました。



女性部会メンバーが租税教室講師を務めました

夏休み明けの8月31日(火)、栗橋支部女性部会の皆さんが久喜市立栗橋南小学校で「租税教室」のゲスト講師を務めました。

新型コロナウイルスの「緊急事態宣言」による分散登校中で、教室には10名でしたが、他の教室にいる児童や自宅から参加する児童50名には学校から配布されているタブレットに配信するハイブリット型の授業。講師の目の前に3台のタブレットが配置され、リハーサルなしの授業となりましたが、提示するシートやフリップが画面内に入るよう気遣いながら、教室にいる児童が積極的に参加する授業になりました。

栗橋南小学校に続いて、9月22日(水)には、鷺宮支部女性部会の皆さんが久喜市立鷺宮小学校で「租税教室」のゲスト講師を務めました。

緊急事態宣言中のため、クラスごとに2クラス担当し

ましたが、子どもたちも普段と違う企業経営者の先生の教えに、いきいきと耳を傾けていました。

栗橋南小学校



鷺宮小学校

春日部法人会女性部会ではこの後4校を担当、春日部支部青年部会も2校を担当します。

第7回「税に関する絵はがきコンクール」作品募集中!

「税に関する絵はがきコンクール」は、次代を担う児童に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでいただき、その知識や感想を“絵はがき”に表現することで、税の理解をより深めることを目的に、法人会女性部会事業として全国で取り組まれている事業です。今年で第7回を数えるこのコンクールの作品をただ今募集しております。入選作品は、本誌や本会ホームページに掲載するほか、春日部税務署にも掲示します。



中学生の「税についての作文」



39校から4,331編の応募

国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催し、全国法人会総連合などが後援している中学生の「税についての作文」募集が行われました。

この事業は、全国の中学校で取り組まれ、今年で55回目となる歴史ある事業です。法人会では、全国組織である全国法人会総連合が後援しています。

全国では令和元年度に7,464校、578,204編の応募がありました。昨年度はコロナ禍の影響もあり、4,877校、313,725編にとどまりました。

今年度も、新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されましたが、春日部税務署管内の中学校51校のう

ち、39校、4,331編の応募があり、9月15日、春日部税務署において地区審査会が行われました。(写真)

今年の作文にも、新型コロナウイルス感染症の影響に触れた作品が数多く、感染症対策には、ぜひ税を使って欲しいなどの作品も見られました。また、学校生活や公共サービスと税の関わり、消費税の使途、社会生活と税、納税者となった時の心構えなど、中学生の視点で税についての考え・思いがしっかりと述べられていました。

優秀作品は、更に県審査・全国審査に進みます。1月発行の広報誌では、審査結果と優秀作品を紹介します。

春日部法人会会長賞決定! 地区審査会の結果、今年度の春日部法人会会長賞が決定しました。

春日部市立大沼中学校2年 青木 琉彩さん 「税金がつなぐ小さな命」

「税についての作文」優秀協力校へ法人会支部長賞を贈呈

春日部法人会では、租税教室同様、中学生の時期に税について考えることは意義あるものと捉え、積極的に協力し、推進してきました。

春日部法人会各支部では、特に応募に功績のあった下記の学校に支部長賞を贈呈します。

春日部	春日部市立春日部中学校	白 岡	白岡市立青莪中学校
岩 槻	さいたま市立岩槻中学校	菖 蒲	久喜市立菖蒲中学校
久 喜	久喜市立太東中学校	栗 橋	久喜市立栗橋西中学校
蓮 田	蓮田市立黒浜西中学校	鷲 宮	久喜市立鷲宮中学校
幸 手	幸手市立東中学校	杉 戸	杉戸町立東中学校
宮 代	宮代町立前原中学校		



小中学生の税についての考えや 思いに触れる...

入選作品の一部は、本誌に掲載し、ご紹介します。
今号は、春日部法人会会長賞受賞作品です。

春日部法人会会長賞

税金がつなぐ小さな命

春日部市立大沼中学校 2年
青木琉彩さん

シナジス(モノクローナル抗体製剤)というのを知る事となったのは、弟が早産により低体重で生まれ、NICUに入院したときである。

出産予定日より1ヶ月以上も前のある晩、入浴を終えた弟達の世話に追われていた母が、悲鳴にも似た叫び声を上げた。

「どうしよう、破水したかもしれない。」

そのただならぬ母の慌てた様子を見て、事の重大さを察知した。いつも冷静な母が取り乱す姿を目の当たりにした弟達が動揺し泣き出してしまった。弟が死んでしまうのか、母がまた入院するのか。不安が押し寄せた。幸いにも父が直後に帰宅し病院へと急いだ。緊急帝王切開で出産、未熟児だった。

その後医師や看護師の方の尽力により、弟は保育器の中で順調に体重を増やしていった。退院が間近に迫ったある日、病院での面会から帰宅した母が、持ち帰った冊子を熟読していた。可愛らしい絵本のようなその冊子をのぞいてみると、「RSウイルス感染症の重症化を抑制するシナジス注射」とある。シナジス注射は、ワクチンではなくRSウイルスに結びつく抗体として働き、RSウイルスの増殖を防ぐのだそう。少し難しいが、打った方が良いという事は私でもなんとなくわかる。

RSウイルスは、2歳までにほぼ100パーセントの乳幼児が感染するといわれている呼吸器の感染症で、非常に感染

力が強く早産児や基礎疾患などがある赤ちゃんが感染すると、重症化するリスクが高まるそうだ。

「それなら全員打てば良いよね。」

すると母は言った。

「とんでもない、1回の費用が8万円くらいもするんだよ。」生まれ月によるが、弟は8回接種する。その殆どは、税金で賄われていると知った。病院を受診しても子供の窓口負担金はゼロ。我が家は4人姉弟なのでとてつもなく税金を使っていると考えたら罪悪感が湧いてきた。その思いを母に伝えると、何と同じように考えているという。母と弟は、出産してからというもの、毎日手厚い看護を受けていた。毎日の健康管理、栄養指導から育児相談まで幅広くケアしてもらった母。弟は、24時間体制で見守っていただいた。健康保険税がなかったとしたら、一体どのくらいの費用になっていた事だろうか。出産費用が世界一高額と言われている米国では、帝王切開の平均費用が約170万円、日本の3倍以上となり、日本では出産一時金として40万円程保険から支給される。米国での未熟児出産に至っては、1千万円以上にも上るようだ。これでは金銭の不安から穏やかに出産する事が難しいのではないかな。

両親は、私に納税できる人間になってほしいと言う。教育が受けられることに感謝をして、人を支える側の大人になる事が目標である。それこそが恩返しという事になると思う。



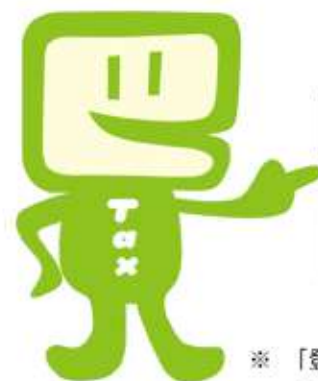
事業者の方へ

消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請
受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax
をご利用ください！！

- ✓ [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SP版)] をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ✓ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ
（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス
制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」
ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」
ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、
現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した
消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

株式会社〇〇〇〇

請求書

△△商事株式会社
 登録番号 T012345-
 ×年11月30日

11月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	デザートセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
※軽減税率	40,000円	消費税 3,200円
※標準税率	80,000円	消費税 8,000円

総売上対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の
郵送による
提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
関東信越国税局 インボイス登録センター	〒344-8680 春日部市大沼2丁目12番地1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 （先着順）	無料 （通信費用は実費となります。）	

国税の納付に係る税務署窓口の受付時間について

関東信越国税局においては、納税者の皆様の利便性を向上させる観点から、口座振替による納付、ダイレクト納付等のキャッシュレス納付やQRコードを活用したコンビニ納付など、利便性の高い納付手段の周知・広報に取り組んでいるところです。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、非対面型による行政サービスの提供が推奨されております。

これらの点を踏まえ、関東信越国税局管内全ての税務署において、令和3年10月1日から、国税の納付に係る税務署窓口の受付時間を原則、9時から16時までとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、国税の納付につきましては、安全、便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

令和3年10月から

窓口での納税は、

9時から16時

までとなります

国税の納付は

キャッシュレス納付 をご利用ください。

キャッシュレス納付以外にも便利な納付手段があります。

国税の納付手段については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

国税庁 国税の納付手段

検索

又は右のQRコードからアクセス



便利な納付方法をご存じですか



国税の納付については、安心・便利・確実な納付方法があります。

① 自宅で納付を済ませてみませんか？
⇒ **ダイレクト納付** がおすすめです。
あらかじめ届出をした口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができます！
※e-Taxの利用とダイレクト納付の届出が必要です。

源泉所得税を納付する方に便利です！

② 納期限前から計画的に納付してみませんか？
⇒ **ダイレクト納付** がおすすめです。
ダイレクト納付を利用すれば、任意のタイミングで納付することができます！
※e-Taxの利用とダイレクト納付の届出が必要です。

納期限までの間、定期的に均等額を納付することもできます！

③ インターネットバンキングを利用して、納付を済ませてみませんか？
⇒ **インターネットバンキング納付** がおすすめです。
スマホ・パソコンで簡単にできます！
※e-Taxの利用とインターネットバンキングの利用が必要です。

金融機関の窓口に出向く必要がありません！

④ 税金の納付にもクレジットカードが使えればと思いませんか？
⇒ **クレジットカード納付** がおすすめです。
クレジットカードをお持ちであればすぐにできます！
※納付額に応じた手数料がかかります。

現金を持ち歩く心配がなくなります！

⑤ コンビニで買い物ついでに納付を済ませてみませんか？
⇒ **コンビニ納付 (QRコード)** がおすすめです。
時間を気にせず納付できます！
※30万円以下の納付に利用できます。

スマートフォンなどを使って必要な情報を「QRコード」として作成します！

⑥ 納期限をうっかり忘れてしまう不安はありませんか？
⇒ **口座振替** がおすすめです。
口座を一度登録すれば継続して利用できます！
※申告所得税、消費税（個人事業者）のみが対象です。

毎年、確定申告をされる方に便利です！

**スマート・スムーズ・スピーディな
キャッシュレス納付** をご利用ください。

国税の納付に関する情報につきまして、詳しくは国税庁HPをご確認ください。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



関東信越国税局・税務署

春日部支部



コロナ禍の中、親子マネー講座を三度目のオンラインで開催

春日部支部青年部では、年に2回親子マネー講座を開催し、既に18回を数えています。

今年も昨年来の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ZOOMによるオンラインセミナー形式で7月31日(土)に第19回の講座を開催しました。

今回は、世界の果てまで買ってQ!〜親子で学ぶ貿易体験スペシャル〜と題した講座です。お子さんが社長になって、世界の材料を仕入れ、その材料を使って特色あるハンバーガーを製造し、世界各国に販売する体験型の講座で、子どもたちは世界中にはたくさんの種類のお金があること、お金と物の関係も国によって違うこと、為替による差益、差損や、世界各国をオンラインで旅して、子どもたちの大好きな世界でただ一つのハンバーガーを作るため材料を

どこの国から調達すると利益がより上げられるかなど、モノやお金を通じて世界は貿易や為替によりつながっていることなどをファイナンシャル・プランナーの八木先生、大森先生から学ぶ内容でした。

貿易体験教室に続き、青年部会のゼイキン先生、ゼイキング、シンやお兄さんによる税金教室が開催されました。子どもたちは、次々とチャットで質問への回答や感想を入力し、楽しく親子で各国のお金や税金の勉強が体験でき、貴重な機会になったと思います。

終了後の感想を拝見すると、今後も続けて欲しいとのこと意見が多数ありました。

スタッフ一同も大きな達成感が得られました。

次回には対面での講座が開催できることを願っています。



岩槻支部

岩槻支部事務局が移転しました

公益社団法人春日部法人会岩槻支部は、7月19日(月)に移転しました。

これまでの岩槻商工会館は耐震基準の関係で、使用できなくなったため、岩槻駅東口のワッツ東館4階に移転しました。

【新しい事務所】

〒339-0057
さいたま市岩槻区本町3-2-5
ワッツ東館4階
TEL.048-756-1445
FAX.048-756-2649
(TEL・FAXは変わりありません)



法人会の基本的指針

法人会は
経営者や役員が
会員の積極的な自己啓発を
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します
法人会のキャッチフレーズ
めざすは 企業と社会の発展と貢献

～ 全国法人会総連合 ～

想うがまま

余暇を利用し芸能活動しています

杉戸支部

株式会社 イー・エス・ピー
代表取締役 中川 定雄
(キングレコード所属歌手)
(芸名 春日 道夫)

住 所: 北葛飾郡杉戸町清地3-3-9
電 話: 0480-32-5454



杉戸町にさいたま市から住居を移し35年が過ぎました。

仕事も紆余曲折ありましたが、なんとか継続をしています。出身地である福島県(現、喜多方市)から昭和の時代に集団就職ではありませんが東京へ出てきて、電気通信関係大手の会社に就職致しました。一年の殆どを技術者として日本中に出張していましたが、先輩が出張していたナイジェリアカペルーに交代要員として抜擢されたのを機に事情があり退職しました。その後、埼玉県与野市(現さいたま市)に住所を移し交通安全施設会社に勤務し、8年間修行して杉戸に住居を構えたのを機に独立開業し、同じ交通安全関係と防犯関係の業務を行って国、各県の指名を頂いています。又、業務上の関係で、各損保会社と、JA共済連の各県本部より業務委託を受けています。

仕事も一段落して、かねてからの夢を追うために、知り合いの恩師である作曲家 木村みのる先生に平成27年本格的に入門。芸能の世界を教えて頂きながら、歌のレッスンを受けました。そして、2年後の平成29年9月27日に、キングレコードから『春日道夫』と言う芸名でデビューしました。デビュー曲は「おしどり峠」「母恋磐梯山」で、両A面でリリースしています。2曲ともに作詞家 白井ひさし先生、作曲家 木村みのる先生です。

作詞家の白井ひさし先生は「父子坂(唄、秋湖太郎さん)」でヒットしている先生で、最近では島津重久さん、清水まり子さん、津吹みゆさんなどがカバーしています。

恩師の木村先生には、白井先生より数多くの詩が寄せられ、それに曲を付けたものが残っています。木村先生は私が入門した頃には、既に体調を崩しておられ、デビュー直前期には国立がん研

究センター東病院(柏市)に入院し、現在は残念ながらお亡くなりになっております。私の芸名は木村先生がお亡くなりになる前日に付けてくださいました。

『春日道夫』の活動は、関西放送TVの演歌百選という全国ネットの番組からオファー頂き、大阪まで一泊二日でスタジオ入りし2曲録画をし、編集後に放送されました。その他に、TVはテレビ埼玉、栃木放送に数回出演、ラジオはラジオ関西、FM川崎などに出演。有難いことにオファーは続きましたが、本来の業務とバッティングし、出演を辞退することもしばしば...。更に出演の場は広がり、各地の温泉施設・道の駅・むさしの村・各市町村のカラオケ大会・各地のお祭りに、ゲストとして出演し、自作の交通安全の歌とオレオレ詐欺の歌を唄って啓蒙活動もしています。

デビュー曲の「おしどり峠」と「母恋磐梯山」はなぜか関西、山陰、九州地方で人気があります。現在は、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で殆ど活動は中止しています。

今年、1月25日には2作目の「交通指導員讃歌」と「ゆけむり音頭」を発売し、おかげさまで全国の交通指導員から、問い合わせを頂いております。

この交通指導員讃歌は、私が杉戸町の交通指導員を23年間に在籍しているなかで、子どもを悲惨な交通事故から守りたいという想いから作成し、キングレコードから発売しています。東京新聞に四分の一面を使い紹介して頂いた事で、少しでも交通安全啓蒙活動に繋がったことをうれしく思います。今後は、私の詩で地元の歌「杉戸宿とすぎたろう」、私の故郷の歌「会津鶴ヶ城」と同じ会津出身の「姿三四郎」を発売予定で、その後、利根川水系、利根の宿、男の坂道を予定しています。宮代町の作詞家で法人会会員の長谷川さんは私の高校の先輩で、宮代町の唄を書いていますので、そののちに曲を付け発売したいと思います。



ふり返って

菖蒲支部

田中製麺 株式会社
創始者 田中 和子

住 所: 久喜市菖蒲町新堀2547
電 話: 0480-85-0130



私と夫は、高校時代同じクラスでした。卒業後、夫は家業の製麺業に、私は大好きな洋裁の道へ進みましたが、縁があって結婚しました。自営業の毎日は想像以上に大変でした。家族経営でしたので。

そして2年目の冬、先立って仕事をしていた義父が突然病死してしまい、夫は泣くどころか、身ぶるいをしていました。学校給食の仕事も責任が重いのです。幸い義父と入れ替わりに、高校を卒業

したばかりの夫の弟が入り、とても心強い存在になりました。

何年かして少し落ち着いた頃、夫が「やはりこれからは会社組織にしていけないと、信用も違うし、自分も本気になる」ということで、株式会社の形に発足致しました。

それからは工場内作業、時間の決められた配送、子育てなどこなしなれた頃、お誘いいただいて、地元商工会女性部と春日部法人会女性部会に入会しました。1日が30時間ほしいと思っていた頃でした。その入会が私を成長させ、心からの楽しさを経験させ、気のおけない仲間に入れたことを、今更に部長の新井様はじめ、会の皆様方に感謝しております。

あっという間に現役時代が終わり、幸いに長男夫婦にバトンタッチができて、この頃は趣味の時間も増えました。自分の両親が長生きだったので、私もまだ先があるかなと、ほんの少し後継者の足しになりながら、元気で過ごそうと心がけています。お客様をはじめ、ありがとうございました。

ネット会議は「顔出し」で

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

コロナ対応ということで在宅ワークも随分、日常的な働き方になってきました。その働き方の中で浸透したのが、ZoomやTeamsなどによるネット会議という手法ではないでしょうか。今では日常的な会議に加え、様々な講演会もネット上で開催されることが増え、おかげでそれまで物理的距離のあった地域からでも容易に参加でき、情報収集も便利になりました。

ところが、読売新聞が2021年8月に行ったアンケート調査によると、対象とした国内の主要企業121社のうち、在宅ワークの実施企業104社の中で特に社員同士の「コミュニケーション不足」が課題だとしたのは91社、約9割にのぼったといいます。

ネット会議は、会議参加者の顔も見え、電話やメールに比べて話し手の様子も受け取れて、さぞかしコミュニケーションは豊かになっただろうと思うのに、実は「不足」だということです。そこで、コミュニケーションに用いる「日本語」の特徴と、会話の受け手が話者から受け取る様々な情報の重みを種類で整理した「メラビアン」の法則から、この問題を眺めてみました。

日本語による会話の特徴を「共話」型と名付けた日本語教育学者の水谷信子氏によると、日本語は話し手と聞き手という区別が曖昧で、共に「気配」という非言語情報で共通理解を求めながら2人の会話を絡ませ合い、1本の線のようにつながっていくような話し方が特徴だといいます。

たとえば、A「あのう、お忙しいところ誠に恐れ入りますが…」、B「いえ、いいですよ」、A「この間、お願いしたことなんですが…」のようにです。つまり、日本語では、話者が発話を続けるために聞き手が行う傾きなどの態度やしぐさといった非言語情報がとても重要ということになりそうです。

加えて、アメリカの心理学者アルバート・メラビアンの実験によると、視覚、聴覚、言語の3つの情報がそれぞれ異なった印象を発信した場合、受け手は「見た目、しぐさ、表情、視線」という視覚情報を55%、「声の質や大きさ、話す速さ、口調」という聴覚情報を38%、「言葉そのものの意味、会話の内容」という言語情報による部分は7%という比重で、発話者の意図を判断していたといいます。

たとえば、「笑いながら、叱る」のように視覚情報が「ポジティブ情報（笑っている、明るい表情）」であると、聴覚情報が「ネガティブ情報（低いトーン、怒った声）」であり、言語情報も「ネガティブ情報（叱られている内容や言葉遣い）」であっても、55%の視覚情報のポジティブという傾向が効き、受け手には「怒っていない」というメッセージとなって伝わってしまうということです。

百聞は一見に如かず。ただでさえ日本語による会話は、非言語情報をベースとする「共話」型です。こうなると、在宅ワークで円滑なコミュニケーションを促すには、「見た目、しぐさ、表情、視線」を届けるためネット会議はカメラをONにして「顔出し」で行うことが、最低限のことになりそうです。



《筆者紹介》

玄間千映子（げんま・ちえこ）(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、信州大学のコーディネーター兼技術アドバイザー他、団体役員などを併任。著書に『朗働の時代』『ジョブ・ディスクリプション一問一答』『リストラ無用の会社革命』など。

新入会員ご紹介

(令和3年6月1日～令和3年9月30日新入会員)

◎春日部支部	株式会社イソアクティブ	東京都千代田区九段南1-5-6 りそな九段ビル5F-KS	ビルメンテナンス業
	NJジャパン株式会社	春日部市下蛭田132-21	塗装・防水工事業
	オルタナティブ株式会社	春日部市中央6-1-16	人材派遣業・有料職業紹介事業
	株式会社吉田技工	春日部市増富433-4	建設業
	株式会社T.H.Revolution	春日部市粕壁東6-9-16 ウィステリア205	飲食業
	合同会社Aプラス	春日部市小渕1518-3	空調設備工事
	株式会社ISD	春日部市六軒町308	内装仕上工事業
	株式会社リンクス エンタテインメント	春日部市粕壁東1-8-15 パークサイドビル2階	ソフト製作
	三浦 真也	春日部市増田新田467-93	運送業
	有限会社若久	春日部市粕壁東3-3-3	新聞販売業
ほか正会員1件 賛助個人1件			
◎岩槻支部	かつき接骨院	さいたま市岩槻区諏訪2-2-8	接骨院
	株式会社石井防水	蓮田市関山2-8-23	防水工事
	株式会社コビキテック	さいたま市岩槻区上野1-1-4	製造業
	Yショップさいとう	さいたま市岩槻区野孫739	仕出弁当製造販売
	株式会社佐藤木工	さいたま市岩槻区浮谷2524	製造業
	有限会社田口工業	春日部市八丁目237-1	建設業（浄化槽埋設工事）
ほか正会員2件 賛助法人1件 賛助個人2件			
◎蓮田支部	株式会社えんず	蓮田市椿山3-4-9	建設業
◎幸手支部	幸手エビナ電気株式会社	幸手市幸手5346-1	家電小売業
	巧エコリフォーム	幸手市上高野419-10	建設業
◎白岡支部	有限会社エリヤ防災	白岡市篠津1968-3	消防設備工事業
◎菖蒲支部	株式会社クリーンテクノス	久喜市菖蒲町新堀1690-2	機械器具設置・管工事業
	ほか賛助法人1件		
◎栗橋支部	武三工業株式会社	久喜市高柳1043	土木建設業
	株式会社HUONG VI QUE6868	久喜市栗橋中央1-9-14	ベトナム食品及び商品の小売業
◎杉戸支部	おりはら社会保険労務士事務所	杉戸町下高野274-2	社会保険労務士業
	社会福祉法人和心会	杉戸町杉戸2376-1	特別養護老人ホーム

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

春日部税務署管内には約12,000の法人がありますが、このうち33%の4,000社の企業経営者が会員です。

春日部税務署の協力団体として、税に関する様々な資料の提供や直接税務署の担当官を講師に迎えた説明会や研修会、著名人の講演会、小学生の税に関する絵はがきコンクール、中学校の税の作文コンクールなどを行っています。

最近では、企業経営を支援する「経理」や「労務」に関する実務的なセミナー



会員増強運動展開中

会員をご紹介ください

9月～12月は会員増強特別強化月間

が定員を超える好評をいただいています。また、交流ゴルフ大会や賀詞交歓会など、異業種交流の機会もあり、地域の人脈が広がることも法人会の大きなメリットです。交流から、提携先の拡大やコラボレーションによる新たな業務への発展などもあるようです。

「社会貢献活動」と「会員企業の為の事業」の二つの面から活動している公益法人です。お近くの企業の方でまだ会員でない方がいらっしゃいましたら是非参加をご案内ください。法人会に関する資料や入会案内はお近くの各地区商工会にあります法人会支部事務局又は春日部法人会事務局にお願いします。

公益社団法人 春日部法人会 主な会員サービス一覧

○詳しくは下記提携先または事務局へお問い合わせください。

種 類	内 容	提 携 先	優 遇 概 略（金額概算）
インターネット バンキング	初年度手数料 無料 または減免	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスダイレクト 基本利用手数料:月額 7,700円を初年度半年間 3,850円に50%減免 (計 23,100円減免) ・りそなビジネスダイレクト(Mini) 基本手数料:月額 3,300円を初年度半年間1,100円に33.3%減免 (計 13,200円免除)
		武蔵野銀行	・むさしのビジネスダイレクト 契約手数料: 5,500円、手数料:月額 3,300円を初年度全額免除
		埼玉縣信用金庫	・さいしんダイレクトビジネス 基本利用料:月額 2,200円を初年度全額免除 (計 26,400円免除)
		川口信用金庫	・法人向けインターネットバンキング 基本手数料:月額 3,300円を初年度全額免除 (計 39,600円免除)
		青木信用金庫	・新インターネットバンキング(法人) 基本手数料:月額 1,100円を初年度全額免除 (計 13,200円免除)
		飯能信用金庫	・はんしんWeb-FBサービス 基本手数料:月額 1,100円を初年度全額免除 (計 13,200円免除)
法人会 サポートローン	各種手数料等 免除 または金利優遇	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスローン「保証革命」、「埼玉倶楽部」 事務取扱手数料 11,000円免除
		武蔵野銀行	・むさしの「企業力」 金利 0.2% 優遇
		埼玉縣信用金庫	・会員サポートローン「元気力」 財務診断表を無料作成
遺言信託	取扱手数料優遇 または 提携信託紹介	埼玉りそな銀行	・契約時の取扱手数料15%割引 遺言書作成から遺言執行までりそながサポートします
		武蔵野銀行	・むさしの「遺言信託」(遺言作成サポートサービス付) 遺言作成から遺言執行まで円滑な資産承継をサポートします
		埼玉縣信用金庫	・株式会社山田エスクロー信託と提携 遺言書の作成や保管、執行時のお手伝いをいたします
		川口信用金庫	・ほがらか信託(株)と提携 契約時の取扱手数料15%割引
企業情報・格付情報 照会サービス	企業間における信用リスク 調査を低料金で提供	AGS株式会社	・企業情報+格付け情報を2,000円(税別)で提供 平成27年6月より海外企業調査レポート取扱開始
貸倒保証制度	団体取引信用保険法人会 連合会が保険契約者、 会員企業が被保険者とな る団体契約	三井住友海上 火災保険株式会社	・お取引先(債務者)の法的整理事由の発生または履行遅滞の 発生により売上債権が回収できない場合に貴社が被る損害の 一定部分を保険金でカバーする制度
PET検診	がんPET検診 料金1割引	国立がん 研究センター	・1人当たり検診料金1割引 サービス対象:会員企業代表者とその配偶者、従業員とその配偶者
法人ゴールドカード	年会費無料	りそなカード	・実質年会費無料(通常年会費10,000円) ※年会費初年度無料、年間250万円以上で次年度年会費無料
ネット医療相談	月1回・24時間 無料相談	㈱メディカルノート (大同生命・AIG損保・ アフラックの3社の提携先)	・法人会会員企業の役員・従業員、お1人様月1回、1つの相談に納得するまで何度でも ※月1回とは、新しい相談1回を指します。詳細は県連HP掲載のチラシをご確認下さい
健康診断	会員割引	はすだセントラル クリニック	・検診予約時に法人会会員である旨を医療機関にお申し出ください ・検診内容、申込書等は法人会HPからダウンロードできます
福利厚生制度	経営者大型総合保障制度 総合事業者保険 がん保険 など	大同生命 AIG損保 アフラック	・詳細は各社ホームページ又は推進員にお尋ねください
研修・セミナー	税務署・税理士・ 専門講師による 研修 無償	春日部法人会	・税務署職員や税理士、一流専門講師による税制度や明日からの 経営に役立つ実務研修・セミナーに無償で参加できます ・会員には年4回の広報誌で開催をご案内 ・インターネットを通じたセミナーを無償でご利用いただけます
広報誌・資料	定期的に広報誌や資 料を送付、ホームペー ジで迅速な情報提供	春日部法人会	・広報誌／年4回発行 ・税に関する小冊子／年4冊程度 ・ホームページ／毎週金曜日更新
※社会貢献活動	公開講演会 地域イベントへの参加 租税教育 など	春日部法人会	・著名な講師による公開講演会の開催、学校への演奏家や講師派遣 ・地域イベント会場に出展し啓発活動や花と緑いっぱい運動を実施 ・小学校租税教室への講師派遣や絵はがきコンクール、中学生税についての作文
出合い・交流機会	異業種交流など	春日部法人会	・ゴルフコンペ、芸術鑑賞会、賀詞交歓会、ボウリング大会など様々な交流機会があります

公益社団法人 春日部法人会

TEL：048-761-3551
FAX：048-752-8244

http://kasukabehojinkai.jp/
法人会ホームページでは様々な活動を写真でご紹介しています

経営者のリスク管理

相続対策は身内が仲よく

「相続対策で一番大切なことは何でしょうか」という質問がよくありますが、「それは身内が仲良く暮らすことではないでしょうか」と応えてきました。

何故、仲良く暮らすことが大切なのでしょう。身内が仲良く暮らせればみんな幸せ、それはとても良いことですし大切なことです。でも、ここでの仲良くという意味は少し違います、それは仲良くしないと相続税の税額軽減という措置が使えないからです。

その中の一つに配偶者の納める相続税額を軽減するという「配偶者の税額軽減」制度があります。何故、配偶者が優遇されているのかと言いますと、それは、残された配偶者の老後生活への保障と、被相続人が財産を形成する時に一緒に苦労したことに対する考慮からです。

この制度は、配偶者の実際取得額(課税価格)が、配偶者の法定相続分以下か、又は1億6千万円以下である場合、配偶者の相続税額を大幅に軽減するというものです。

例えば、夫の遺産2億円のうち、妻が相続した財産が1億3千万円(課税価格)だったとします。妻の法定相続分2分の1の1億円以下か、又は1億6千万円以下である場合ですので、その課税価格1億3千万円に見合う税額が配偶者の税額軽減として控除される事になります。したがって、妻の納税すべき相続税額はなしとなります。

むろん無条件ではありません、いくつかの条件はありますが、中でも注意したいのが、未分割財産に

は適用出来ないという点です。もし、一人でも反対する相続人が発生し、遺産分割が不成立になるとこの措置は使えなくなるのです。ですから「日頃から仲良く」なのです。

何らかの事情で申告期限までに分割できない場合でも、申告期限から原則3年以内に遺産分割が行われればこの適用は受けられる事になっていますので、最長3年間の猶予はある訳です。とは言え、相続税の申告期限までにまとまらなかった相続人が3年間でまとまるかというところも甚だ疑問です。つまり「相続対策とは身内が仲良く暮らすこと」につきます。

相続税の課税割合は令和元年分で8.3%になっています。これは亡くなった人のうち相続税のかかった人の割合ですから、単純にみて、100人亡くなると約8人に相続税がかかっているということになります。今まで相続には関心の薄かった方も、一度は相続対策を考えなければならない時代になったといえます。

著者プロフィール：Office SHIMADU 代表 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・
ファイナンシャルプランナー・年金プラン
ナー・春日部法人会会員。新潟県出身。
大同生命支社長を経て研修部門。平成24
年、同社退職を機に研修講師として独立。
同社職員や管理者の育成に携わる。また、
全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、
税理士会向けのセミナーで活躍中。



法人会

は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG 損害保険株式会社」「アフラック生命保険株式会社」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電 話 048-734-3371
AIG 損害保険株式会社 埼玉支店……………電 話 048-641-4050
アフラック生命保険株式会社 埼玉総合支社……………電 話 048-645-0861